

国際・国内動向

欧州社会保障学会シンポジウムと欧州労働経済学会第10回年次大会に参加して

伊藤 セツ

1998年9月、1990年代前半から日本の「社会政策学会」が国際交流のために接触している上記2つの会議へ参加したので、概要を報告する。

欧州社会保障学会 (EISS:European Institute of Social Security) シンポジウム

EISSは9日から11日迄ハンガリーのバートンフュアドで「社会保障に対する国際的影響」を全体テーマに、ヨーロッパ22カ国からの約70名と地元ハンガリーから約50名（日本人からは3名）の参加で開かれた。参加者には、法学関係者、閣僚や政府審議会の委員レベルの者も多く、女性も3分の1であった。英語、仏語、独語、マジャール語で同時通訳された。

開会式では、ハンガリー国家年金保険基金中央管理局長 Dr.G.バラート、同社会保障局の G.ショーマティが挨拶し、EU 参加に向けて目下年金制度の改革中であり、憲法的争点にもなっていることが表明された。EISS会長 オーストリアのDr.T.トマンデルは、東欧転換期の国での開催は初めてであること、社会保障は国際的問題であり、100年を経たこの制度の効率化と困難を互いに学ぶことの重要性を語った。

シンポジウムでは9本の報告があった。何人かがフルテキストの論文を配布したが全体の要旨集なり報告集は用意されなかった。報告の題名と報告者は下記の通りである。

「経済のグローバル化と欧州社会保障モデル」(M. アウグスチノヴィクス、ハンガリー科学アカデミー経済研究所)、「欧州統合と各国社会保障システムの多様性」(A. ユーゼビイ、フランス、ピエール・モンド大学)、「労働市場のグローバル化とその帰結」(C.オリイ、ハンガリー、労働政務次官)。なお、こ

の報告は当初、ハンガリー労働省のラヨシュ・ヘーティ氏が行うことになっていたが、大会前の選挙での政権交代のため、変更になったとのことである。「ILOと欧州評議会の基準と、それが各国制度に及ぼす影響」(L.ナジ、ハンガリー、ヨゼフ・アッティラ大学法学部)、「EUの社会保障ビジョン」(J. パカスローチ、フィンランド、KTアナリシス社)、「国際機関の社会保障ビジョン」(Z. フアーガ：怪我で欠席代読ハンガリー、エオトヴォス・ロランド大学学術学部)、「チリ・モデル：神話と現実」(F.F.アーロンソ、スペイン、労働厚生大臣)、「社会保障の民営化の社会学的帰結」(J.ベルクマン、オランダ、プラバント・カソリック大学)、「社会保障の支持者としての国家の役割」(G.プロスペリティ、ローマ大学、EISSイタリア支部長)。

この他に、昨年から始まったという「若手フォーラム」という企画があって、若手の公募優秀論文2名の報告があった。「オランダ障害者法と欧州競争法との関連性」(M.リードルプとM.ドラホス、オランダ社会経済政策研究大学院)、「欧州人権会議第1議定書第1条と社会保障給付」(O.アンゲロボーロー、アテネ国立大学法学部)。ともに女性で、分厚いフルテキストを配布し、報告も質疑応答も堂々としていたのが印象的であった。

学会そしてシンポジウムは、EU 統合の実質化に向けて進むヨーロッパ各国の社会保障改革の方向に焦点をあてている。ここには、国際的経済競争の圧力、社会保障財政負担の増大、使用主の負担、高齢化、高い失業率、EU内の制度の相違、そして特に、経済力の弱い旧社会主義国の制度をどう見るかの問題があり、この中で、社会政策全体に及ぶ規制緩和や民営化を制度諸分野毎にどう評価するかが主とし

て問われる。

論議の全体的特徴は、企業が負担を避けてアフリカやアジアに移動立地したり、移民労働を活用するなど共通の事態や問題を抱えつつ、各国の制度・対応はなお多様であることの表明、一方で、ヨーロッパ・モデルといったものは無いとしながら、社会保障制度を育て・維持してきた歴史を背負って、ヨーロッパの価値や文化にふれて合衆国タイプとは一線を画していること、変化や革新の必要は認めながら、社会的正義や連帯の精神の必要やこれを支える国家の責任を語り、制限なしの民営化、自由化（その理論としての自由主義）や安易な保険料の値上げや支給額の削減に対しては、かなり批判的、懐疑的な論議が多いこと、であった。その他、ヨーロッパの会員の間では、社会保障の民営化の是非を論議する際に、国家による保障の体制を変えて年金の自由化をはかり、一種の個人年金制度を導入したチリに関して「チリ・モデル」を1タイプとみて話題になっていること、各国の多様な制度、多様な制度改革の進行為情報交換・意見交換されていること、も注目された。

大会での議論のレベルは、日本の社会政策学会と類似して、歴史や学説をふりかえり、また国家、政治、文化、国際機関や世界銀行の政策にもふれて総括的であるものが多く、制度の特定の部門や政策に絞った具体的政策論議というものではなかった。

総会では事務的報告の他、オランダのベルクマン氏が次期会長に選ばれ就任演説があった。単なる挨拶ではなく、学会創設世代と新しい世代の橋渡しを

しながら、学会の活性化やオープン化、行動計画の必要を呼びかけるものであり学会の持ち方として興味深かった。

2日目は夕方からバラトン湖で船上パーティーが催され、また、最終日の夜には中世の修道院教会でのオルガン・コンサートと郷土料理の会食があった。私たち日本人は、この間、新旧会長、辣腕とみられる事務局長（D.ピーター、ベルギー）他参加者他何人かと知り合いになったが、日本の研究者との交流・共同研究を行っている人も多くみられた。

欧州労働経済学会（EALE：European Association of Labour Economists）

第10回年次大会

9月16日から20日迄、ベルギーのブランケンベルグでEALEの大会が開かれた。この会議には1994年に加藤佑治氏が社会政策学会から代表として参加した（本誌、No.17、1995年冬季号参照）が、それ以降連絡がとだえていた。今回は、日本学術会議海外学会代表派遣旅費で私が参加した。

この学会の事務局は、オランダのマーストリヒト大学の教育・労働市場研究センターにおかれ、事務局責任者は、同大学のH. ハイジケ教授、会長はストックホルム大学のE.ワデンショ教授である（現在会員約300名）。今回の会議開催機関は、特に労働・雇用に関する研究学科をもち、社会的発言もしているブリュッセル自由大学応用経済学部であった。

参加者は、ヨーロッパの開催国のベルギーを含めて22カ国とオーストラリア、米国、カナダ、ブラジル、日本（4名）からの合計238名であった。

会議は、招待基調報告3本（テーマは、「家計収入と労働市場」、「大量移民の経済学」、「需要予測と失業」）と、講演（アダム・スミス講義と称して「労働市場と生産市場」）、15のテーマ設定分科会（労働市場をめぐる各種トピックス、移民と外国人労働者をめぐる問題、労働需要・供給と雇用問題、失業、賃金、労働時間、女性と労働等、合計147本の報告）、総会、パーティからなっていた。事前にプログラムと報告者のフルテキストがすべて収録されているCD-ROMが送られてきた。



欧州社会保障学会新会長のJ.ベルクマン氏と。
（右は高田一夫一橋大学教授。左は筆者。）

国際・国内動向

私は、賃金、労働時間、女性と労働に関連するセッションを重点的に選択して出席したが、1つの部屋は20名ほどの参加で、膝をつき合わせてのミーティングという感じであった。「女性と労働」を例にとると、これがさらに「ジェンダー賃金格差とキャリア動機」と「家事労働と差別」という2つのセッションに分けられて計8本の報告（うち英国から3本、フランス、ドイツ、ノルウェー、スウェーデン、アイルランドから各1本）があったが、テーマは、ジェンダー賃金ギャップ、労働市場における賃金差別、男女賃金差別、賃金格差への家事労働の影響、その他類似テーマで、日本でと変わらず興味をよぶ。

しかし、報告者の多くは、30歳代から40歳代の若手ないし中堅と見られ、報告内容も現実の興味ある分析、あるいは経済・社会政策への貢献といえるかは疑問に思われるものもあった。

というのは、問題関心は、男女間の賃金ギャップ・格差・差別の要因分析等の狭い「学術的扱い」であり、仮説が表面的・断片的で、現実の問題構造のごく一部分を数量的にのみ扱っているという感が否めなかったからである。すなわち、まずミクロ経済理論をフレームとして仮説をたて、統計的検定の可能なモデルに具体化し、数量的実証として、政府統計機関あるいは民間有数調査機関の大規模なマイクロ

(個体) データを使用して、利用者による再集計で、モデルに変数をあてはめ計算し、その結果仮説が証明されたという結論を下す、という手法をとる。このパターンは基調報告、講演、15本のテーマのすべてに貫かれており、例外はごくわずかであった。またこの手続きは、国際的・国内的にもかなりの潮流をなしている。ただし使用データ（英国世帯パネル調査、英国雇用調査、スウェーデン生活水準調査、収入動態パネル調査等マイクロデータ、ロンジチュージナルデータ）は日本の先を行っている。前提のフレームや実証仮説と方法はともかく、労働・生活に関するロンジチュージナルデータの蓄積と活用は、世界的にも労働経済学をはじめ社会科学的実証での大きな方向になりつつある。日本でのこの種の研究も使用データで遅れをとってはなるまい。総会では、東欧転換期の国の研究者の特別援助が課題になっていた。

第1夜はスナックパーティ、第2夜は市庁舎歩いてビールレセプション、第3夜は、ブルージュの鐘堂ホールでの晩餐の後、運河遊覧。なぜか参加者全員、霧のブルージュを夜中まで彷徨い歩かされたが、翌朝は皆何食わぬ顔で会議に現れ、主催者も平然としていたのに恐れ入った。

(理事・昭和女子大教授)

動き始めた中国における社会保障の制度構築

焦 培欣

社会保障制度構築の必要性

中華人民共和国成立当時の指導者たちは、旧ソ連型社会主義建設の道を選ぶことを決定したため、都市部における労働者の失業・低賃金問題や農村部における小作農の生活問題は雇用と所得が保障される集権的計画経済メカニズムの確立によって解消できるという認識のもとで、総合的な社会保障制度を制定しなかった。ただし、老齢、疾病、労働災害及び他の予期せぬ社会的リスクによって国民生活が脅か

される場合の対応策として、政府は1950年代以降、都市部における大企業労働者と国家機関・軍人などの労働者を対象とする社会保険制度をそれぞれ制定し、また都市部と農村部における貧困者を対象とする社会救済制度も設立した。

ところが、1979年以降の「改革・開放」政策は、それまでの社会保険や社会救済の存続基盤たる計画経済メカニズムを変更させるとともに、これらの諸制度では対応できない新たな国民生活問題を生み出し、社会保障制度構築の必要性を浮上させた。以下